

平成21年9月30日判決

主文

社会保険庁長官が、平成○年○月○日付で、再審査請求人に対し、老齢基礎年金を支給しないとした処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の判決を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成○年○月○日(受付)、社会保険庁長官に対し、老齢基礎年金、老齢厚生年金及び厚生年金保険法附則第8条による特別支給の老齢厚生年金(いわゆる特別支給の老齢厚生年金。以下「特老厚年金」という。)(以下、老齢厚生年金及び特老厚年金を併せて「厚年老齢給付」という。)の裁定請求をした。

2 社会保険庁長官は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「国民年金法第26条および国民年金法附則第9条に該当しないため。」として、老齢基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。なお、本件不支給通知書上の記載は、老齢基礎年金について上記理由で支給をしないとしたものであるが、黙示的に厚年老齢給付をも不支給とする処分をしたものと解される。

3 請求人は、原処分を不服とし、○○社会保険事務局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

不服の理由は、「略」。

第3 問題点

1 請求人は昭和○年○月○日生の女子であるところ、同人の身分関係、職歴等からして同人が老齢基礎年金を受けるためには、①保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が24年以上あること(国民年金法(以下

「国年法」という。))第26条、同法附則第9条第1項及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。))附則第12条第1項第1号)、②被用者年金各法の被保険者期間等(以下「被用者年金期間」という。))のみで20年以上あるか、35歳に達した月以後の被用者年金期間が15年以上あること(昭和60年改正法附則第12条第1項第2号ないし第4号)、のいずれかに該当することが必要である(上記要件を、以下「老基受給要件」という。))。

2 昭和60年改正法による改正前の国民年金法(以下「旧国年法」という。))第7条第2項第7号の規定によれば、被用者年金各法の被保険者等の配偶者(以下「特定配偶者」という。))は国民年金の強制加入の被保険者ではなかったが、旧国年法附則第6条第1項の規定により、明治44年4月2日以後に生まれた特定配偶者は、都道府県知事に申し出て、国民年金の被保険者となることができ、当該申出をした者は、旧国年法附則第6条第2項の規定により、その申出をした日に被保険者の資格を取得するとされていた。

また、昭和60年改正法附則第8条第5項第1号の規定によれば、特定配偶者が旧国年法附則第6条第1項に規定する申出を行わなかったため、国民年金の被保険者とならなかった期間は、国年法附則第9条第1項の規定の適用については合算対象期間に算入する、とされている。

そして、旧国年法第5条第5項の規定によれば、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする、とされている。

3 そうして、厚生年金保険の被保険者期間を有し、老基受給要件を満たした者には、原則として(ただし、特老厚年金につき、厚生年金保険の被保険者期間が1年未満の者を除く。)、厚年老齢給付も支給されることになっている(厚生年金保

険法第42条、同法附則第8条及び第14条第1項並びに昭和60年改正法第8条第4項及び第5項等)。

4 本件における問題点は、後記第5の1の具体的認定事実の下、前記1ないし3に記載した関係法令の規定に照らして、原処分が適法かつ妥当であったかどうかである。

第4 審査資料

「(略)」

第5 事実の認定及び判断

1 「略」

2 本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 保険者は、住民票等の客観的な資料の提出がないことを理由に本件係争期間における請求人と代理人の事実婚を否定しているが、このような考え方は当審査会の採用するところではない。事実婚は、そもそも事実上の存在であって、公の機関が認めて初めて認められるようなものではない。男女の同居を伴う性的結合と相互扶助関係があって、近隣その他がそれを夫婦と認めることで事実婚が成立するのである。基礎年金制度導入後は、婚姻関係にない者の第3号被保険者取得の届出を受けて保険者が事実婚の存否をみることになるが、その場合であっても、保険者がそれを第3号被保険者と扱うことによって、それが事実婚となるわけではない。

住民票上同一住所・同一世帯であり、その者が健康保険の被扶養者として届け出られていれば、事実婚の存在を認定することができるが、こうした資料は保存期限の経過等によって提出ができないことがある。本件の場合も戸籍の附票は既に失われ、健康保険の被扶養者届の記録は保険者自らが廃棄してしまっている。このような場合であっても、事実婚の存在自体が否定されるのではなく、近隣その他の当該関係者を事実上の夫婦関係とみていた者が同居や相互扶助関係の存在を認め、

それが他の資料で明らかとなった周辺事実と矛盾しないような、証明力の高い資料が提出されれば、当該事実婚を認定するのが相当である。

(2) 前記(1)で述べた観点を踏まえて、以下で本件をみている。

すると、昭和〇年〇月〇ころから請求人はa社の社宅において代理人と内縁関係に入り、雇用主・同僚等も両名を夫婦としてみていたが、代理人の両親が婚外子を有した〇歳以上年上の請求人と婚姻に猛反対したため、正式な婚姻をすることができなかったところ、同人が長男・Aを懐妊し、これを代理人の両親に報告し、婚姻の許しが得られたため、同〇年〇月〇日によりやく婚姻する運びとなったものと推認され、また、同〇年〇月当時、b社の事業主が請求人の氏名を「B」ではなく、「C」として社会保険事務所に届け出ていることから、請求人が当時、代理人の事実上の妻として対外的にも振舞っていたことがうかがえる。

(3) 以上のことからすると、本件においては、本件係争期間において、請求人と代理人は事実上婚姻関係と同様の事情にあり、当該期間において請求人は国民年金の被保険者となっていないから、同期間(b社期間を除く)は合算対象期間となる。そうすると、請求人の合算対象期間は、保険者が認定した〇〇〇月ではなく、少なくとも〇〇〇月はあることになり、請求人は老基受給要件を満たしたものとして、同様に老齢基礎年金の支給を行うべきである。

(4) また、請求人が老基受給要件を満たし、厚生年金保険の被保険者期間が〇年以上あることにより、同人は、老齢基礎年金だけでなく、厚年老齢給付の受給権も取得していることは明らかである。したがって、これと趣旨を異にする原処分は取消しを免れない。

(5) なお本件においては、請求人は、再審査請求書において、〇〇社会保険

事務所及び本件事務所の担当職員の対応に不適切な点があり、また、被扶養者欄がマイクロフィルム化されなかったことは保険者の過失であり「その責任を果たすべき」であり、とくにここ〇年間の本件事務所の元所長、総合相談室長及び年金給付課職員には「本当に調査のいい加減さ、いいようにだまされ又、振り回され、馬鹿にされたという感じで、行政に対しては非常に憤りを覚えております。」という記載をしており、それに対する対処を求めているようであるが、これらは本件手続の対象ではなく別途の手続において主張すべきことであることを申し添える。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。